

社会福祉法人カルディア会及び
上田いずみ園をお支えいただいている皆様方へ

2016年9月1日
長野県上田市常田 2-30-17
社会福祉法人カルディア会
理事長 表 秀孝
上田いずみ園長 中村 進
いずみ会(隣組)長 中村美弥子

上田いずみ園舎耐震補強等工事費用 寄付のお願い

日頃より、社会福祉法人カルディア会の活動をお支えいただき深く感謝申し上げます。また、今年、当法人は設立40年を迎えることができました。この長きに渡る歩みを続けられましたのも皆様方の支えと祈りと励ましがあっての事と厚くお礼申し上げます。

40年前、上田新参町教会の支援をいただき、当法人は上小圏域内に障がい幼児が通う場が必要だとして上田市常田地区で上田いずみ園(当時の施設種別は精神薄弱児通園施設、現在の施設種別は児童発達支援センター)を開園しました。その後、12年前に現在地である上田市蒼久保558へ移転し(上田市から土地と園舎を有償借用)、2年前には上田市から土地と園舎を有償譲渡していただき、今日までに500名を超える子どもたちの発達支援に関わらせていただいています。

さて、当法人では長期事業計画策定のために上田市より購入した園舎(1971年築)の耐震診断を昨年度に実施いたしました。その調査評価(結果については次項以降をお読み下さい)について検討を行い、子ども達の安全を最優先に園舎の耐震補強工事を年度内で緊急に実施することとなりました。

しかしながら、関係行政からの補助金が得られない年度内緊急工事実施のために自己財源だけでは十分な補強工事を行うことが困難なため、少しでも多くの財源を確保することを目的に、この度、多くの皆様方を対象に寄付のお願いをさせていただくこととなりました。

つきましては、以下をお読みいただき、当法人の寄付活動にご賛同いただけますよう、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

寄付目標額	3,000,000 円
寄付金使途	上田いずみ園舎補強工事等費用に 充当させていただきます。

【寄付方法について】

1. 寄付額 1口1,000円です。何口でも結構です。
寄付金額により所得控除対象となります。(下記参考をご参照ください)

2. 寄付方法

(1) 現金 受取窓口は法人本部又は上田いずみ園
裏面「寄付申込書」にご記入の上、併せてご持参下さい。

(2) 郵便局振替口座

添付の振替払込用紙をご利用下さい。(振込み手数料はご負担下さい)
入金確認後、領収書を郵送します。

- ・口座番号 00500-4-86616
- ・口座名称 社会福祉法人カルディア会

3. その他

(1) 寄付活動及び状況等は当法人ホームページ及び上田いずみ園の園便りに掲載させていただきます。

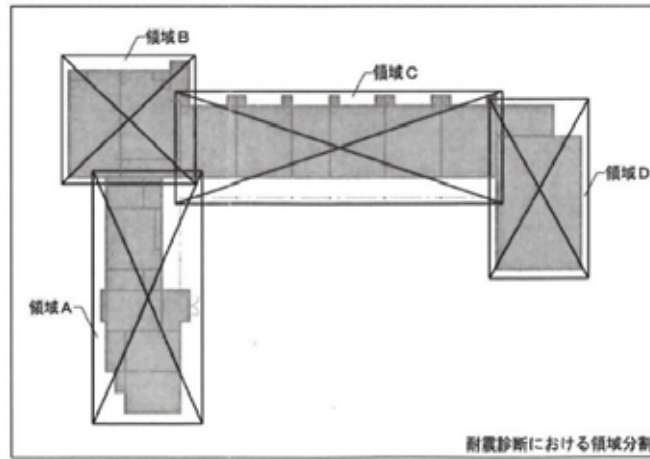
(2) 以前から実施していましたが『ハッパでカンパ』の活動は総額約115万円となり、土地と建物を購入する資金に充てさせていただきました。ありがとうございました。

----- 切り取り線 -----

現金をご持参いただく場合は、下記ご記入・押印のうえ併せて提出願います。

寄付申込書		平成	年	月	日
社会福祉法人カルディア会 理事長 表 秀孝 殿					
お名前					
ご住所	〒 -				
寄付内容	金額 円				
寄付使途	上田いずみ園舎補強等工事費用に使用してください。				
法人使用欄	寄付金受領日 平成 年 月 日				
	理事長確認	管理者確認	事務確認	領収書発行確認 済・未	備考

【耐震診断評価】



1. 建物の状況 木造平屋（553.81 m²） 1971（S46）年竣工（築後 45 年）
2. 耐震診断（調査評価と補強工事後の評価）
 - （1）調査者 河田一級建築士事務所
 - （2）診断評価 調査評価と提案補強工事後の評価

領域	評価	評価内容	補強工事後評価
A	0.89	1.5 以上 : 倒壊しない	1.06
B	0.77	1.0～1.5 未満 : 一応倒壊しない	1.70
C	0.23	0.7～1.0 未満 : 倒壊する可能性がある	1.08
D	0.26	0.7 未満 : 倒壊する可能性が高い	1.11

【工事概要】

1. 総工費 14,500,000 円
(法人及び上田いずみ園会計より支出予定、補助金無し)
2. 工事内容 耐震補強工事と屋根工事（板金と塗装、雨漏り対策）
3. 工事期間 2016 年 7 月 25 日～11 月末（予定）
4. 工事箇所 耐震補強工事は領域 C と D 及び領域 A の一部
屋根工事は全領域

【今年度の上田いずみ園の事業概要（8/29 現在）】

1. 児童発達支援センター（定員：30 人、契約：39 人）
2. 障がい児等療育支援事業
3. 発達障がいサポートマネージャー整備事業
4. 障害児相談支援事業、障害児特定相談支援事業
5. 放課後等デイサービス事業（定員：10 人、契約：23 人）
6. 市町村母子保健事業への職員派遣

【法人沿革】

西暦	元号	月	歩み
1976	S51	2	社会福祉法人カルディア会認可
		4	上田市常田 2-30-17 で上田いずみ園開園（定員 30 人）
1978	S53	10	上田市常田 2-30-17 で常田保育園開園（定員 36 人）
1990	H2	12	宗教法人上田新参町教会から上田いずみ園舎譲受
2004	H16	5	上田市蒼久保 558 へ上田いずみ園移転（上田市所有）
2014	H26	3	常田保育園新園舎竣工
		3	上田市から上田いずみ園舎及び土地購入
2015	H27	3	上田市から上田いずみ園用土地購入（駐車場部分）
		12	園舎耐震診断調査結果報告

法人本部 - 〒386-0018

長野県上田市常田 2-30-17、TEL & FAX:0268-21-0115

E-Mail : karudia-1976@ae.wakwak.com

上田いずみ園 - 〒386-0155

長野県上田市蒼久保 558、TEL:0268-35-0339、FAX:0268-35-0221

E-Mail : izumi-en@ai.wakwak.com

ホームページ URL <http://www12.ueda.ne.jp/~karudia-1976/> （カルディア会で検索）

（参考：寄付金控除について）

個人の場合（所得控除）（所得税法 第78条第2項第3号該当）

社会福祉法人に対する寄付金は、所得税法上、寄付金控除の対象となる指定寄付金に該当します。

下記の金額を限度に、確定申告によって、寄付金控除が受けられます。

（控除額の計算方法）

その年中に支出した特定寄付金の合計額と、年間所得の40%相当額のうち、いずれか少ない方の金額	-	2千円	=	寄付金控除の額
--	---	-----	---	---------

例えば、年間所得が500万円の方が、5万円を社会福祉法人に寄付した場合、

$$500 \text{ 万円} \times 40\% > 5 \text{ 万円} \quad \text{いずれか少ない方} \cdots 5 \text{ 万円}$$

$$5 \text{ 万円} - 2 \text{ 千円} = \underline{4 \text{ 万} 8 \text{ 千円}} \text{ が寄付金控除額になります。}$$

法人の場合（法人税法 第37条第1項・第4項該当）

一般寄付金の損金算入限度額について、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1と、資本を有しない法人等にとっては所得の金額の100分の1.25相当額とする。

特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額について、資本金等の額の1,000分の3.75相当額と所得の金額の100分の6.25相当額との合計額の2分の1と、資本を有しない法人等にとっては所得の金額の100分の6.25相当額とする。

上記内容は寄付金受領後にお渡しする領収書裏面にも記載されています。

寄付金控除については最寄りの税務署、国税庁ホームページ等でご確認ください。